

鯖江市要介護高齢者住宅等改造助成事業概要【県：住まい環境整備支援事業】

令和5年4月1日現在

鯖江市健康福祉部長寿福祉課

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ①要介護認定で要介護3～5と認定された鯖江市在住の在宅者 ②要介護1または2と認定された在宅者で、かつ、次のいずれかの要件を満たす方 <ul style="list-style-type: none"> ア 車いすを利用する方 イ 障害等級が1級または2級に相当する上肢不自由者 ウ 障害高齢者の日常生活自立度がA、BまたはCに該当する方 エ 認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ、ⅣまたはMに該当する方 <p>(入院・入所者の場合は、近日中に退院・退所の見込みのある方)</p>
対象工事	<p>高齢者が在宅生活を長期間継続するための住宅改造工事で、次に該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 廊下・トイレ・浴室・居室・玄関・ポーチおよび玄関から一般道路までの住宅周辺部分等の拡幅 (2) 車いす使用等による適切な高さまたは身体状況に適した洗面台・手洗い器・流し台・ガス台・調理台への取替え (3) レバー式蛇口等への取替え (4) 階段昇降機の設置 (5) 段差解消機の設置 (6) 移動改善のための扉新設 (7) 洋式トイレの移設および移設に伴い必要になる給排水工事 (8) 転倒時等のけが予防等を目的とした壁材等の変更(床材の変更は住宅改修) (9) 電気スイッチ等の高さの変更および身体状況に適した電気スイッチ等への取替え (10) 訪問介護員等の出入りのための勝手口の設置 (11) 寝室内への便器の設置および設置に伴い必要となる給排水工事 (12) 水洗式ポータブルトイレの設置に伴い必要となる給排水工事 (13) 福祉用具(手すり、スロープ、移動用リフトのうち、介護保険が適用される福祉用具貸与に該当するもの)設置のための壁、床または天井等の補強工事 (14) 福祉用具設置のための設置場所の拡幅および段差の解消等 (15) その他 市町長が必要と認める住宅改造 (16) その他 1から15の改造工事に付帯して必要となる改造工事
助成額	<p>助成対象工事費の9割(一定以上の所得を有する65歳以上の方は8割または7割) 支給限度額80万円(ただし一人1回限り)</p>
着工前 の手順	<p>※必ずケアマネジャーを通して、事前に相談してください。 次の書類を長寿福祉課へ提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 申請書(必要な場合は承諾書を添付) 2 改造前後の図面、見積書(カタログの写し等を添付) 3 改造前の写真(図面の寸法がわかるもの。日付入り) 4 ケアマネジャーによる調査書 <p>なお、書類受理後、市が着工前の現場調査を行います。その後、助成対象の適否が出るまで工事は着工しないでください。</p>
完成後 の手順	<p>次の書類を長寿福祉課へ提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 完了届 2 改造前後の図面 3 精算書・請求書(見積書と同じ様式で対比できるもの) 4 領収書の写し 5 改造前後の写真(前後で並べて対比できるもの。日付入り) 6 工事経費内訳書(施工業者情報を記入したもの) <p>なお、書類受理後、市が完成後の現場確認を行います。</p>